

# 学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

- 1 感染源を絶つこと（健康観察の徹底）・・・1
- 2 感染経路を絶つ（基本的な感染症対策の徹底）・・・3
  - ▶手洗い，マスク着用，施設や用具の消毒，場面別の対応
- 3 感染者等が発生した場合の対応（臨時休業等の判断）・・・11
  - ▶臨時休業の判断，出欠席等の扱い
- 4 健康診断・・・16
  - ▶実施期間，感染予防対策，実施にあたっての留意事項
- 5 児童生徒に対する正しい知識等の指導・・・18
- 6 教職員の感染予防の徹底・・・19
- 7 その他・・・20
  - ▶医療ケア児や基礎疾患児について，学校医・教育委員会との連携

本ガイドラインは，新型コロナウイルスの感染状況や国や千葉県からの情報をもとに作成しています。今後，最新の知見や国や県の動向を踏まえ，随時，更新していきます。

令和2年5月

柏市教育委員会

国の「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言（令和2年5月1日）」（学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）において示されたとおり、学校における感染リスクをゼロにすることは困難ですが、学校再開にあたっては、基本的な感染症対策を徹底し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減していくことが重要となります。

そこで、市教育委員会では、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.5.22Ver.1）」及び「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和2年5月18日版）」を参考に柏市版のガイドラインを作成いたしました。

つきましては、本ガイドライン等を参考に、学校における新型コロナウイルスの感染及び感染拡大防止に向け、各学校の実情に応じた取組をお願いいたします。

また、このガイドラインは現段階における考え方となります。今後の感染状況や国・県の動向を踏まえ、随時更新していきます。

## 1 感染源を絶つこと（健康観察の徹底）

### （1）家庭での健康観察

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.12》

**「発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。」**

《新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（県）P.3》

家庭における登校前の検温・風邪症状の確認

**「児童生徒等は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。」**

（同居の家族も毎日検温していただき、体調で変わったことがあれば学校へ伝えていただく。）

①毎朝、体温を測定し、健康状態とともに健康観察票に記入してもらう。

▶同居家族についても体調不良等があるときは、健康観察票に記入してもらう。

▶**児童生徒や同居家族に発熱や風邪症状がみられるときは、自宅で休養してもらう。**

②健康観察票は、登校時に持参してもらう。

▶健康観察票は1月ごとに回収し、学校で保管する。

・児童生徒や同居家族が**感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき**、または**PCR検査をすることになったとき**は、学校に連絡してもらう。

・児童生徒にマスクを着用してもらう（色、柄、素材等は問わない）。

・児童生徒に清潔なハンカチ、ティッシュ、ビニール袋2枚以上（マスクを置く際に使う、鼻をかんだティッシュなどを入れて捨てる等に使用するためのもの）を持参してもらう。

・相談・受診の目安にあてはまる場合は、柏市新型コロナウイルス感染症相談センターに電話等で相談するよう、保護者に周知する。

#### 《相談の目安》

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ・上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合

#### 《柏市新型コロナウイルス感染症相談センター》

電話番号 04-7167-6777

受付時間 平日午前9時から午後5時まで

## (2) 学校での健康観察

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.12》

【レベル3地域・レベル2地域】

「児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。」

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.4》

家庭における登校時の健康状態の確認

**「毎日、登校時（教室に入る前の段階で）、児童生徒等に発熱や風邪症状がないことを教職員が確認する。」**家庭で確認できなかった児童生徒等は、学校が定めた場所で、検温及び風邪症状の確認を行う。」

①登校時（教室／校舎に入る前）に健康観察票を確認する。

②登校前（家庭）で検温をしていない児童生徒、健康観察票を忘れた児童生徒等を確認したときは、**教室以外の場所で体温を測定する。**

▶体温計は使用毎にアルコール綿で消毒する。

（感染リスクを下げるためには、非接触型体温計の使用が望ましい。）

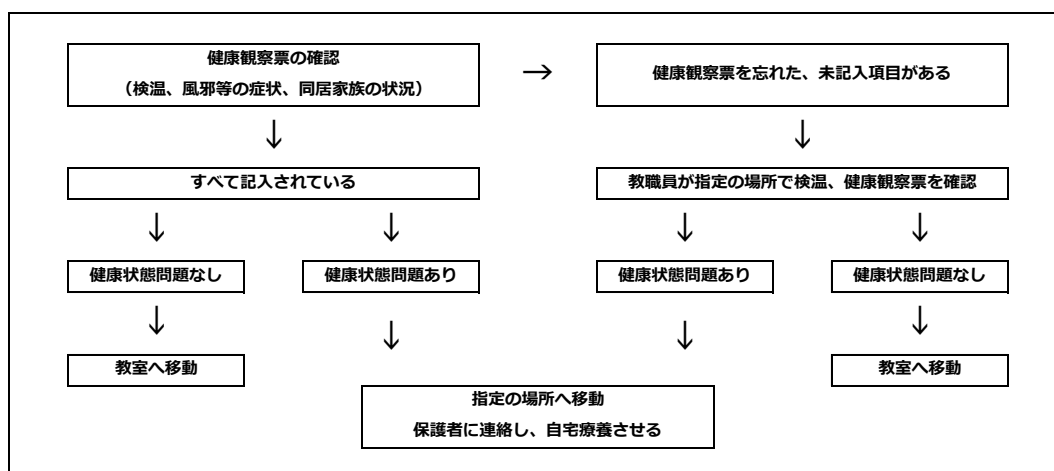
▶体調不良者を確認したときは、**保護者に連絡して安全に帰宅させる。**

▶帰宅するまでの間、学校にとどまる場合は、他者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させる。

▶欠席者及び遅刻者を確認したときは、その理由を確認する。

・学校活動中（授業、昼休み等）も児童生徒の健康状態の把握に努める。

《登校時の健康観察の流れ（例）》



## 2 感染経路を絶つ（基本的な感染症対策の徹底）

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.14》

「新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。」

### 新型コロナウイルスの感染を防ぐには

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。



# 感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

### ①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

### ②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



正しいマスクの着用

1 鼻と口の両方を  
確実に覆う



2 ゴムひもを  
耳にかける



3 隙間がないよう  
鼻まで覆う



✗



何もせずに咳やくしゃみをする

✗



咳やくしゃみを手でおさえる

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 詳しい情報はこちら

厚生労働省

検索



## 《対策別》

### (1) 石けんによる手洗い

- ・石けんによる手洗いをこまめに行う。
  - ▶外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、トイレの後、給食前後、共用の教材、教具、情報機器等を使用する前後に手洗いを行う。
- ・手指用アルコール消毒液は補助的に使用する。

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.15》

「手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石鹸での手洗いを指導します。ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。」

「また、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）」

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.5》

「手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用アルコール消毒液を設置できる場合には、補助的に使用する。」

### (2) マスク着用・咳エチケット

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.23》

「児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。」

・児童生徒等は、**通常マスクを着用する**。特に、近距離での会話や発声が必要な場面では、適切に換気を実施した上で、マスクの着用を徹底する。

- ▶気候により、**熱中症の発生が危惧される場合は、マスクを外してよい**。ただし、換気・児童生徒等の間に十分な距離を保つなど配慮する。
- ▶熱中症予防のため、マスク着用時は十分な水分補給を行う。
- ▶**学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません**。ただし、体育の授業における感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分に確保する等の対策を徹底する。

- ・マスクを忘れた児童生徒等に対応できるよう、可能な限り予備用のマスクを準備しておく。
- ・咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう指導する。

### (3) 学校施設や用具等の消毒

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.17》

「教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭します。なお、消毒用エタノールが入手困難な状態が続いているため、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用ください（ただし、次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすい物品には使用しません）。」

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.6》

「多くの児童生徒等の触れる場所（教室等やトイレのドアノブ、手すり手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用アルコール消毒液を設置できる場合には、補助的に使用する。」

- ・次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成し、**1日1回以上消毒する。**
- ・消毒する場所をリストアップし、実施状況を適切に管理する。
  - ▶多くの児童生徒が手を触れる箇所（教室やトイレ等のドアノブ、手すり、スイッチなど）をこまめに消毒することが望ましい。
  - ▶感染の疑いのある者がトイレを使用した後は、便器・便座・ドアノブ・流水レバー等を可能な限り消毒する。
  - ▶次亜塩素酸ナトリウムによる消毒直後はにおいが残るため、児童生徒が下校した後に消毒することが望ましい。
  - ▶次亜塩素酸ナトリウム消毒液で浸すようにペーパータオルで拭いた後、水拭きを行う。
  - ▶ウイルス飛散のおそれがあるため、スプレーボトルでの噴霧は行わない。
  - ▶酸性の薬剤と一緒に使用すると、強毒のガスが発生するため、混ぜない。
- ・児童生徒が触れることができない場所に保管する。また、児童生徒には使用させない。
- ・消毒液の作成は、「新型コロナウイルス感染症に関する次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について（柏市保健所生活衛生課作成）」を参考にする。
  - ▶消毒液0.1%の次亜塩素酸ナトリウムは感染者を確認したときに用いるもので、予防であれば消毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム等で差し支えない。
  - ▶**理科室にあるアルコール（メチルアルコール＝メタノール）は、絶対に消毒に使用し**

ない。メチルアルコールを吸入，誤飲すると，死亡，失明，腎不全等の中毒の恐れがあるとともに，引火性の液体のため，火災の恐れもある。

新型コロナウイルス感染症に関する  
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

《消毒液の作り方》  
次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法（計算式）

$$\frac{\text{作りたい量 (ml)} \times \text{作りたい次亜塩素酸ナトリウム液の濃度 (\%)}{\text{原液の次亜塩素酸ナトリウム液の濃度 (\%)}} = \frac{\text{水に加える原液の量 (ml)}}{1}$$

(例) 6%原液を使用して0.1%溶液を3リットル作る場合

$$\frac{3000 \text{ ml} \times 0.1\%}{6\%} = 50 \text{ ml (原液の量)}$$

0.05%溶液の場合は25ml

※消毒薬はその都度使い切ること。  
(柏市保健所生活衛生課)

#### (4) 換気

・教室等は，可能な限り，常時，2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う（**エアコン使用時であっても換気は必要**）。

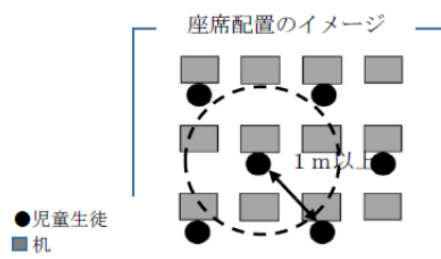
- ▶ 対面または対角線上の教室上部の窓（天窗）を常時開けておくと，効率的に換気が行われる。廊下側の窓は常時開けておく。
- ▶ 窓のない部屋では，常時入口を開けておいたり，換気扇を用いたり，扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする。

#### (5) 身体的距離の確保

・教室等では，児童生徒の座席間に可能な限り距離を確保する。（おおむね1～2 m）

- ▶ 座席等を使用しない場合であっても，身体的距離（おおむね1～2 m）を確保することが望ましい。

- ・対面とならないように工夫する。
- ・対面で話し合いを行う形式のグループ学習等は控える。
- ・教職員は飛散飛沫防止としてマスクや透明マスク（口元を覆うシールド）を着用し，児童生徒までの距離（おおむね1～2 m）を可能な限り確保する。





## 《場面別》

### (1) 登下校

- ・校門や昇降口での密集が起こらないように、工夫する。(例：登校時間帯の分散)

### (2) 各教科活動等

#### ■ 共通事項

「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

- ・教室等は、可能な限り、常時、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う（エアコン使用時であっても換気は必要）。※再掲
- ・教職員は飛沫飛散防止としてマスクや透明マスク（口元を覆うシールド）を着用し、児童生徒までの距離（おおむね1～2m）を可能な限り確保する。※再掲
- ・児童生徒は、通常マスクを着用する。特に、近距離での会話や発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。※再掲
  - ▶気候により、熱中症の発生が危惧される場合は、マスクを外してよい。ただし、換気・児童生徒等の間に十分な距離を保つなど配慮する。
  - ▶熱中症予防のため、マスク着用時は十分な水分補給を行う。
- ・プリント類の配布や回収は教職員が行う。
- ・教材、教具、情報機器等の物品の共用は避けることが望ましい。
  - ▶共用を避けることが難しい場合は、適切な消毒や使用前後の手洗いを徹底させる。

#### ■ 教科別対応

教科	対応
国語	・教室での音読等の元気な発声での活動は控える。 <ul style="list-style-type: none"><li>▶小さな声で音読し、大きな声を出すときは、広い場所に出て行う。</li></ul>
理科	・児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察は避ける。 <ul style="list-style-type: none"><li>▶個別の実験・観察とするか、もしくは密にならないように実験・観察を行う。</li><li>▶教員の演示実験をプロジェクタで投影するか、動画で見せる。</li></ul>
音楽	・狭い空間や密室状態での歌唱指導、身体の接触を伴う活動は、可能な限り控える。 ・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の飛沫感染のおそれがある活動は、当面控える。
外国語	・握手、ハイタッチ、身体の接触を伴う活動は避ける。 ・飛沫感染のリスクを伴う至近距離での「話すこと」（発表ややりとり）は、可能な限り控える。

家庭科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当分の間，調理実習は見合わせる。</li> <li>・ミシン学習など，被服学習は，対面での作業は行わない。</li> </ul>
体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス感染の仕組みや予防方法を指導する。</li> <li>・密集する運動（集団でのランニングや体操，長縄跳び等）は避ける。</li> <li>・近距離で組み合ったり，接触したりする場面の多い運動（例 武道，器械運動）は実施しない。</li> <li>・可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する必要があるときは，特に呼気が激しくなるような運動は避ける。</li> <li>・運動不足になっている児童生徒もいるので，体育の授業開始時には，準備運動を十分に行う。</li> <li>・教室に入る前に手洗いをを行う。</li> </ul> <p>《マスクの着用について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用は必要ではないが，児童生徒の間隔を2メートル以上保持する。また，ランニングなどで同一方向に動く場合は，さらに間隔を保持する。</li> <li>・マスクを着用するときは家庭用を着用する。医療用や産業用のものは使用しない。</li> <li>・授業を見学する者（けが等）にはマスクを着用させる。</li> </ul>
図画工作 美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は，当面実施しない。</li> </ul>
総合的な学 習の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師による講義等は，実施形態や実施時期を考慮し，場合によっては中止も検討する。</li> <li>・探究活動においてフィールドワークを実施するときは，活動場所の感染状況を確認の上，実施時期や方法を検討し，必要に応じて感染防止の対策を講じる。</li> </ul>
学校図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策（手洗い，咳エチケット，人数制限，時間制限等）を徹底した上で図書の貸し出しを行う。</li> <li>▶返却の資料を消毒，または一定期間保管・隔離（1日（紙）～3日（プラスチック））することも推奨する。</li> </ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科における感染症対策に準じる。</li> <li>・室内において多数が集まり，呼気が激しくなるような運動，大声を出すような活動は，絶対に避ける。</li> <li>・活動時は，感染防止対策を実行されるよう生徒のみに任せるのではなく，教師がつき，着実な取り組みがなされるよう指導する。</li> </ul>

### (3) 給食

- ・配膳台は当面の間、給食時間前に教職員が塩素消毒（学校施設の消毒同様）を行う。
- ・給食の配食は、健康状態を確認した給食当番及び教職員が行う。
  - ▶給食当番及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したかなど、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。適切でないと認められる場合は給食当番を代える。
  - ▶給食当番の人数を減らすため、児童生徒が身体的距離を確保して配膳場所に並んで給食を受け取る。
- ・給食当番は、マスクやフェイスシールド、白衣・エプロン等を着用する。
  - ▶同じマスク、白衣等を複数の児童生徒で使用しない。
  - ▶石けんによる手洗いを徹底し、アルコール消毒液が設置できたときは、アルコール消毒をあわせて行う。
- ・全ての児童生徒等が給食の前の石けんによる手洗いを徹底する。
  - ▶流し（手洗い場）が密集しないように注意する。
- ・おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ・喫食時は、飛沫飛散防止のため、机を向かい合わせにしない。会話を控える。
- ・体調不良の児童生徒の食器具は、感染症胃腸炎と同様に別途塩素消毒を行った後に給食室へ返却する。

### (4) 休み時間

- ・教室等の窓（やドア）を大きく開放し、十分な換気を行う。
- ・特別教室やグラウンド等での活動後、トイレ使用後等の手洗いを徹底する。
- ・流し（手洗い場）やトイレに児童生徒が密集しないよう、導線を指示しておくなど工夫する。
- ・トイレや流し（手洗い場）はクラス別に使用する場所を指定するなど、異なる学年・学級が共用する機会を可能な限り減らす。
- ・トイレはよく換気し、ふたのあるトイレの場合は、ふたを閉めてから水を流す。

### (5) 清掃時間

- ・便からウイルスが検出されることがあることから、トイレ清掃は、十分な換気やマスク・手袋着用等の感染防止対策を講じた上で、**当面の間、教職員が実施することが望ましい**。清掃後は石けんによる手洗いを十分に行う。
  - ▶流し（手洗い場）の清掃についても、上記と同様の対策を講じたうえで、教職員が実施することが望ましい。

## (6) 保健室

保健室は異学年（クラス）の児童生徒が利用するため、学校の実情に応じて次のとおり対策を講じる。

- ・ **体調不良による利用者とけがによる利用者を区分する。**
  - ▶例 1：別室を確保して利用目的別に使用する。
  - ▶例 2：出入口を分けて部屋を区分する。
  - ▶例 3：出入口が一つしかないときは、衝立等で間仕切りを作り、部屋を区分する。
- ・ 保健室内や廊下の物の共有を可能な限り避ける
  - ▶清拭による消毒や洗濯による洗浄・交換ができるものが望ましい。
  - ▶例：脳貧血など児童生徒等を寝かせて応急処置をするときは、処置台や長椅子を使用し、使用後は消毒する。
- ・ 来室者を制限し（付き添い者等）、異学年（クラス）の接触機会を減らす。
- ・ 日常的に保健室に登校している児童生徒がいるときは、保健室の利用を関係職員と保護者で予め協議しておく。
- ・ 体調不良者の対応は、可能な限り少ない教職員で対応する。
- ・ 病院受診が必要なけが等が発生したときは、院内感染等のリスクを鑑み、保護者と学校で受診方法を十分に協議する。

### 3 感染者等が発生した場合の対応（臨時休業等の判断）

#### （1）感染者が発生した場合の対応

##### ■臨時休業

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.36》

「児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。」

「これにとどまらず、学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。」

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.10》

「教育委員会は、感染者が発生した場合、原則として、学校全体について、14日間を目安に、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行う。

ただし、県又は市町村の衛生主幹部局と相談の上、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。」

##### ■校舎内の消毒

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.35》

「児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒します。」

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.11》

「保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒等又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う。」

#### 《連絡》

- ・感染者を確認したときは、速やかに学校保健課に連絡する。
  - ▶児童生徒やその同居家族が**感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき**、または**PCR検査をすることになったとき**は、学校に連絡してもらおう。※再掲
  - ▶児童生徒や教職員等の感染が判明した場合は、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がある。

## 《臨時休業の考え方》

- ・ 柏市保健所の指導の下，市対策本部と連携して対応する。

**感染者が発生したときは，濃厚接触者の特定及び校内の消毒のため，一時的に（1週間程度の）学校全体の臨時休業（学校閉鎖）を行う。**臨時休業期間中に以下の対応を行う。

- ①濃厚接触者を特定する（柏市保健所による調査）。
- ②保健所の指導の下，次亜塩素酸ナトリウムを使用して校内の消毒を行う。
  - ※新型コロナウイルスは，プラスチックの表面では最大72時間，ボール紙では最大24時間生存するなどとされているため，消毒は感染者が不在になってから4日目以降に行う。
  - ※消毒を行うまでの間は，児童生徒の健康状態の把握や連絡窓口として，教職員1～2名が校内の安全な場所で勤務する。
- ③感染者が発生した学級は集団感染のリスクが高いため，14日間の臨時休業を行う。
  - ※学級の臨時休業期間は，「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年3月24日）」に基づく濃厚接触者の出席停止期間の基準である「感染者と最後に接触した日から起算して2週間」とする。
- ④校内の感染拡大の状況（濃厚接触者の多寡や分布等）を考慮し，臨時休業の延長（規模と期間）の可否を判断する。

《感染者が発生した場合の一時的な学校臨時休業の例》

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
ケース1	月	火	水	木	金	土	日	月
	感染判明							授業再開
	濃厚接触者特定 (ウイルスの生存：最大72時間)			校内消毒				
ケース2	土	日	月	火	水	木	金	土
	感染判明					授業再開		
	濃厚接触者特定 (ウイルスの生存：最大72時間)			校内消毒				

### ■ 臨時休業の規模の判断基準

#### ①学級閉鎖

- ・ 感染者が発生した場合
- ・ 濃厚接触者や風邪症状等のある児童生徒が在籍児童生徒数の20%以上になった場合

②学年閉鎖：感染者や濃厚接触者が複数学級にまたがっている場合

③学校閉鎖：感染者や濃厚接触者が他学年にまたがっている場合

※②③は，濃厚接触者の多寡や分布等により規模と期間を判断する。

## ■ 臨時休業の判断において考慮すべき事項

### ① 学校における活動の態様

・感染者が屋外で活動していた場合、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれが異なる。

### ② 接触者の多寡

・不特定多数との接触があった場合等は、感染を広めているおそれが高まる。

### ③ 地域における感染拡大の状況

・地域で感染者が出ていない場合や、地域での感染経路がすべて判明していて学校関係者とは接点が少ない場合等は、学校の臨時休業を実施する必要性は低い。

### ④ 感染経路の明否

・学校内で感染者が複数出た場合は、学校内で感染した可能性があるため、臨時休業を実施する必要性は高まる。

※感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行う。

※教職員が感染した場合も、同様の対応を行う。

## 《保健所が行う調査：濃厚接触者の特定への協力》

- ・柏市保健所の指導の下、感染者（児童生徒・教職員等）の情報を収集する。
  - ▶感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行う。
  - ▶本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、行動記録等を時系列で整理する。
- ・感染者本人の行動記録票に基づき、他の児童生徒・教職員等の健康状態を収集する。
- ・報道対応は、学校保健課、指導課、教職員課で行う。

## 《校舎内の消毒》

- ・保健所の指導の下、感染防止対策を講じた上で、次亜塩素酸ナトリウムを使用して校内の消毒を行う。

## 《その他》

- ・臨時休業期間中は、毎日、児童生徒及び教職員等の健康観察を行う。
  - ▶児童生徒等は自宅待機となり健康観察票による確認ができないため、すくすくメールにより健康状態を確認する。
  - ▶すくすくメールによる確認ができない場合は、電話で健康状態を確認する。
  - ▶国・県への感染状況の報告が必要なため、毎日、在籍児童生徒及び教職員の欠席状況・健康状態を確認し、学校保健課へ報告する。

## (2) 濃厚接触者が発生した場合の対応

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.35》

「児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づき出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。」

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.12》

「教育委員会は、濃厚接触者が発生した場合、原則として、臨時休業は実施しない。ただし、県又は市町村の衛生主幹部局や保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。」

「必要に応じて、保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒等又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う。」

### 《報告》

- ・濃厚接触者を確認したときは、速やかに学校保健課に連絡する。

### 《出席停止の措置》

- ・濃厚接触者に特定された児童生徒等は、保健所の示す健康観察期間（**おおむね14日間**）の出席停止とする。
- ・濃厚接触者に特定された児童生徒等が、特定された日以前（特定日を含む）から自宅待機している場合は、原則として、学校の臨時休業は行わない。

### 《校舎内の消毒》

- ・必要に応じて、保健所の指導の下、感染防止対策を講じた上で、次亜塩素酸ナトリウムを使用して校内の消毒を行う。



### (3) 出欠席等の扱い（感染者・濃厚接触者以外の場合を除く）

児童生徒等の出欠席等の扱いは、原則、以下のとおりとする。

状況		児童生徒等の出欠席等の扱い
(1)	感染が判明した場合	治癒するまで、「学校保健安全法第 19条に基づく出席停止」とする。
(2)	濃厚接触者に特定された場合	保健所が定めた期間（感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間が基本）、「学校保健安全法第 19条に基づく出席停止」とする。
(3)	児童生徒本人及び同居家族に発熱や風邪症状がみられ自宅で休養する場合	「学校保健安全法第 19条に基づく出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 ※判断に迷う場合は、保護者から症状をよく聞き取ること。
(4)	同居する家族が濃厚接触者に特定された場合	児童生徒等本人に発熱や風邪症状がない場合については、登校して差し支えない。ただし、保護者から欠席の相談があった場合は、「学校保健安全法第 19条に基づく出席停止」とする。
(5)	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合 ※	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
(6)	海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	その期間は、「学校保健安全法第 19条に基づく出席停止」とする。（その後、健康状態に問題がなければ登校可）
(7)	児童生徒等に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合	例えば、感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。

※医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等について

- ・上記の児童生徒等については、主治医や保護者等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。
- ・主治医の見解を保護者に確認し、登校の判断をする。登校すべきでないと判断された場合は、欠席扱いとしない。

#### 《参考》

校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。【学校保健安全法第 19条、令和 2年 1月 31日付け文部科学省事務連絡】

## 4 健康診断

《学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.33》

「健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までに  
行う必要はありません）。」

・感染拡大防止の観点から、実施期間を延長して実施する。

▶ 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなど工夫する。

### 《実施期間》

区分	実施期間	項目
①学校医による健診	令和2年7月1日～10月30日 上記期間内に、各学校と学校医で協議の上決定する	内科
		眼科
		耳鼻科
		歯科
②外部機関による健診	別途通知	心臓検診
		尿検査
		胸部X線
		3Dスコリオ
③学校で対応可能な測定	令和2年6月中（個票提出が可能な日）	身長、体重
	準備が整い次第速やかに	視力
		聴力

### 《感染予防対策》

	対策	内容
共通事項	クラスターの発生リスクが高い3要素の回避（密閉空間、密集場所、密接場面をつくらない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風通しの良い広い場所で実施する</li> <li>・学校医、学校歯科医1名につき1部屋で行う</li> <li>・窓等を開放した状態での実施や換気時間を確保するなど換気に努める</li> <li>・受診待機者の人数を制限し、間隔を保持する</li> </ul>
	職員（健診補助者・記録者等）及び児童生徒の健康観察と衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察票を確認し、健康状態に不安がある者は受診させない</li> <li>・受診直前の手洗いを徹底する</li> <li>・耳鼻科・歯科等口腔内の受診時を除き、健診会場内（待機中を含む）でのマスク着用を徹底する</li> </ul>
	会場等の消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者が触れる場所や健診器材等をこまめに消毒する</li> </ul>

検査項目別	内科	・受診者毎に聴診器の消毒を行う
	眼科	・眼瞼下部の引っ張りは受診者自身が行う
	耳鼻科	・受診者に直接触れることを最小限に抑える
	歯科	・1人につき2本の歯鏡を使用する等、直接受診者の口腔に触れることがないように実施する
	心臓検診	・児童生徒にベッドに敷くためのバスタオルまたは同サイズの布を持参させる（必須） ・掛け布団は使用しない。必要な場合は各自で持参する（任意） ・委託事業者は以下の対策を講じる ①心音を測る電極の粘着シートを受診者毎に交換する ②心電図を測るクリップを受診者毎に消毒する
	胸部 X 線	・検診車の中には一人ずつ入る ・待機中は人との間隔を開け無言で並ぶ ・顎を乗せる台や手が触れる箇所は、受診者毎に消毒を実施する
	3D スコリオ	・健診器材の消毒を実施する
	身長、体重	・受診者が器具にむやみに手を触れないよう配慮する
	視力	・遮眼子は使用せず、自身の手で測定しない方の目をふさぐ
	聴力	・受診者が装着する器具の脱着は職員が行い、受診者毎にレシーバーの消毒を行う

### 《実施にあたっての留意事項》

- ・受診に対し不安(抵抗)がある児童生徒等に対しては、柔軟に対応する。
- ・手指消毒薬の入手が困難であるが、学校医に必要量及び種類を確認し適切な衛生環境を整える。  
なお、手指消毒薬が不足し検診に支障をきたす時は、学校保健課に相談する。また、消毒薬等に余剰が出る場合も学校保健課に連絡する。
- ・換気時間の確保、受診待機者の人数制限等の感染防止対策を講じることで、検診時間が長くなることが想定される。また、体調不良がみられる児童生徒は登校を控えるよう周知しているため、受診日当日の欠席者が例年に比べ増える可能性がある。学校医の出動回数に制限は設けないので、予備日を設けるなど、学校医と相談の上必要な時間を確保する。
- ・学校医が使用する感染予防のための用品（フェイスシールド等）は、学校医と相談の上できる限り持参していただくよう努める。やむを得ず、学校で用意する必要がある時は、6月15日までに学校保健課に連絡する。
- ・学校医に相談の上、会場や受診待機者の人数等を工夫し、最大限感染リスクを抑える方法を検討すること。

## 5 児童生徒に対する正しい知識等の指導

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.15》

「児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。」

《指導内容の例》

- ・手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- ・手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
- ・飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

《3つの咳エチケット》

- ① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
  - ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
  - ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。
- ・感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
  - ・私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやることが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが感染拡大防止にもつながること。
  - ・3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。
  - ・SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
  - ・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
  - ・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)



## 6 教職員の感染予防の徹底

《新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（県）P.16》

「多数の児童生徒等と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等、一層の感染対策を行う。」

・ **毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、**管理職等へ連絡する。

・ 出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。

取組例：毎朝、健康状態について、「健康観察票」（別紙1）を記入し、出勤時に管理職等へ提出する。

・ 石けんを使用した手洗いの徹底を図る（出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等）。

・ 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で児童生徒等と接する際は、可能な限り、身体的距離（おおむね1～2m）の確保に努める。

・ 「4基本的な感染症対策の徹底」を参考に、教職員の執務室（職員室、準備室、事務室等）の換気、教職員の座席等の距離確保、共用の物や施設等の消毒を徹底する。

・ 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」をできる限り避け、マスク着用及び換気徹底に留意する。

・ 校長は、妊娠中の女性教職員に対して、以下のホームページを参考にして、配慮する。

厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10653.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html)

・ 外部からの来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。

## 7 その他

### **(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒（医療ケア児）や基礎疾患等のある児童生徒（基礎疾患児）について**

・医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い（※）ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校の判断をする。また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、登校の判断をする。なお、これらにより感染予防のために登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

※重症化するリスクが高い方：糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

### **(2) 学校医・教育委員会との連携**

・日々の児童生徒の健康管理等については、学校医との連携が重要なため、学校から出席停止者が出た場合や臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図る。